

人物 紹介

気楽に、 自分らしく、前向きに



おおくま
大熊 ひかりさん

「性同一性障害」であることをカミングアウト（用語解説参照）して、戸籍上は男性でありながら、職場では女性職員として生活を送っている。自分の性に「漠然とした」疑問を持つようになったのは、小学校の高学年から中学生の頃。自分の体に「男性の性器がついている」ことに違和感を持ち始めた。

同時に“淡い思い”も芽生えた。「朝起きたら女性になっているかもしれない…」そんな夢をみた。当時、性転換を行ったタレントの話題が刺激になっていたため、それが“夢物語”ではないということも心の片隅に秘めていた。

高校卒業後、「音楽が好きだった」こともあって、ある団体の音楽隊に就職。男性社会の集団生活になじめず悩み、病んだ。

病院で「性転換症」との診断を受けた。その治療法は「体の性に心を合わせる」というものだった。男として生活できるようにする治療を受けた。「社会的に男性として認知してもらうため、女性と結婚して、子どもをもうけ、生き方としても、“男らしさ”を演じました。」

しかし、無理な生き方は様々なストレスを生み、精神科医に「性同一性障害」の診断を受けた。今度は「心の性に体を合わせる」という治療法と聞いた。

「今までの人生なんだったん?」、「性転換症」の診断、治療を憤った。

現在は、「性同一性障害」の治療に先進的に取り組んでいる病院で、カウンセリングを受けながら、「性転換手術」の日を待っている。

マスコミに登場したことが結果的にカミングアウトになった。

「今は気楽に、正直に、自分らしく、前向きに生きています」。2人の子どもは、「ひかりちゃん」と呼ぶ。

Q & A 人権相談

人権相談に関する
質問と回答をご紹介します。

Q 相談者は未婚女性。2年前から勤務していますが、社長からホテルに誘われたり、胸を触られたことがあり、抗議した直後から呼びすてにされたり、暴言を受けています。働き続けたいのですが、社長に対して暴言の中止とセクシュアル・ハラスメント行為への謝罪も求めていきたいと考えています。

A ホテルへの誘いや胸を触る行為、それに抗議した事による相談者に対する社長の対応はセクシュアル・ハラスメントであ

り、男女雇用機会均等法21条により、事業主にはセクシュアル・ハラスメントに関し雇用管理上の配慮義務があること、また労働契約に付随する義務として事業主には職場の環境を整える義務があることを相談者に説明。これまでの性的な言動や暴言を記録し、これをもとに社長に対し、均等法上の対応及び暴言の中止を求めてはどうかと助言しました。

・大阪府総合労働事務所
大阪市中央区石町2-5-3 エルおおさか南館
TEL06-6946-2600
<http://www.pref.osaka.jp/sogorodo/>

(財)大阪府人権協会 人権相談窓口
月曜～金曜 10:00～17:00
TEL : 06-6562-4040